

# 終活Navi

いっしょに  
楽しく  
学びませんか？



Navikaフェ終活セミナー  
参加者募集中！  
終活基礎講座1  
お悩み解決！各専門家の無料相談付き

参加無料

定員10名

11月16日  
13時~17時

「遺言を考える」書いてみよう、簡単「遺言書」  
「節税を考える」小さな対策で大きな節税  
「葬儀を考える」今さら聞けない葬儀のマナー

## 終活 Seminar



森協債税理士事務所  
岡山ひかり法律事務所  
いのうえエヴァホール  
開催場所  
Navikaカフェ  
オーシーライフデザイン(株)3F  
岡山市中区海吉1-835517  
交通手段  
両備バス岡山駅から西大寺行き  
「オーシー」技研前下車徒歩1分。  
お申込電話番号  
086-276-7471

## 終活 PR



遺影写真を撮ります。  
無料の訪問写真スタジオ  
慣れ親しんだ家での撮影思い  
出の場所での撮影などご要望  
にお応えしながら皆様の「自  
然な笑顔」を残します。  
シアフォート  
サービスセンター  
お問い合わせ電話番号  
岡山市南区彦崎2-108-1  
086-362-7025

岡山ひかり法律事務所の

# 争続しない相続のススメ 遺留分について

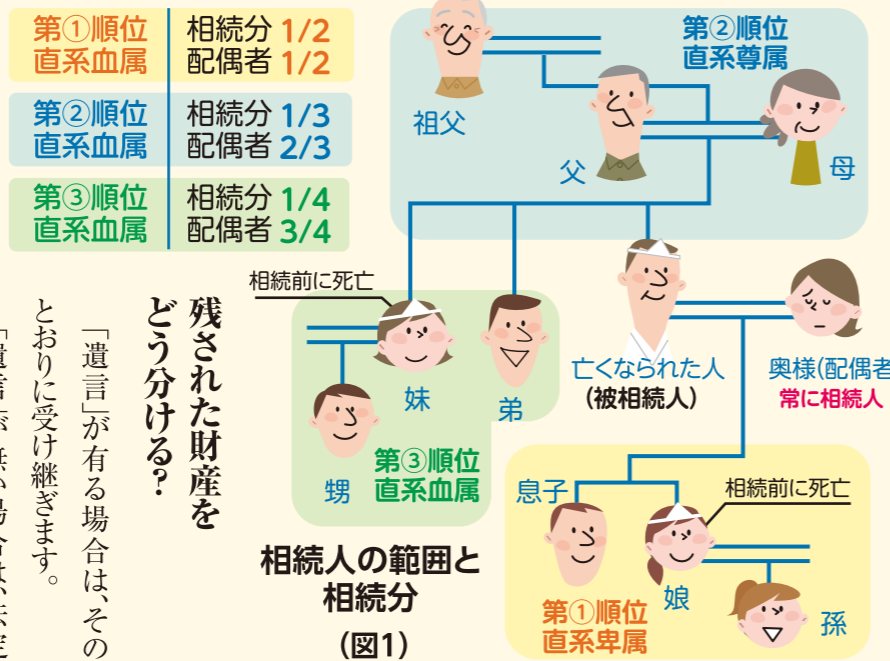
# 法

人が亡くなったとき、その人（被相続人）の財産や権利義務などを子や配偶者など（相続人）が受け継ぐことを「相続」といいます。誰が相続人になるかは民法で定められ

ていて、これが「法定相続人です。親・子・兄弟姉妹・孫」などの血族相続人は、すべてが法定相続人となるわけではなく、(図1)順位により高位の方だけが相続人となります

(配偶者相続人がいるときは配偶者とともに相続)。たとえば第一順位である子がいた場合、親や兄弟姉妹は相続人に該当しなくなりま

す。また子（相続人）がすでに死亡していた場合、その子（被相続人の孫）が親に代わって第一順位の血族相続人となります。これを「代襲相続」といいます。



相続人の範囲と相続分 (図1)

残された財産を  
どう分ける？

「遺言」が有る場合は、そのとおりに受け継ぎます。

「遺言」が無い場合は、法定相続分を元に、共同相続人の全員の話し合いによる合意に基づいて財産を分けるのが一般的な方法です。

## 遺留分とは

本来、人は自己の財産を自由に処分できます。しかし、たとえば「赤の他人に全財産を与える」という遺言が許

## 遺留分・受け取るには「減殺請求」が必要。

被相続人の子なら法定相続分の2分の1を取り戻すことができ

ます。しかしこれは、権利であり「遺留分減殺請求」という法的手続きを経て初めてその権利が行使できるとい

う制度。この減殺請求権は、相続の開始と減殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から1年を経過すると時効で消滅します。(知らない場合、

相続開始から10年で時効)。遺留分請求は、通常内容証明郵便でおこなうため、裁判を起す必要はありませんが、折りが付かないと訴訟か調停で決着になることも。

「遺言」をどう書くかなどは自由ですが、多くの方は遺留分という権利自体を御存じないかも。遺贈や贈与するご本人は良かれと思って残した「遺言」でも、注意をしなければ相続発生時に残された方々がトラブルに巻き込まれる可能性があります。遺留分割合もよく考慮しつつ自らのエンディングを考える必要があります。

## 遺留分減殺請求でよくある「困った！」

- 遺言が極端に偏った配分に
- 不利な遺言書が出てきた
- 相手が遺産を隠している可能性が高い
- 前妻の子どもには相続権がないと言われた
- 相手が提示する価格が安い

## 争続しない！ ひかりのススメ

- 相続のルールを知っておく
- 資産を知っておく
- 遺言書を作成しておく

地域密着・岡山県内全域対応・個人から法人、自治体まで対応致します。

## 岡山ひかり法律事務所

### 遺言・相続のご相談

お電話でのご予約・お問合せは

TEL.086-223-1800

受付時間:9:00~17:30(平日) 9:30~12:00(土曜)

岡山市北区蕃山町3-7両備蕃山町ビル8階 駐車場2台完備

岡山ひかり法律事務所 検索 http://www.okayama-hikari-law.jp



お話は...武政祥子さん

2008年 弁護士登録 現在7年目  
遺産分割事件、遺留分減殺事件など相続事件を多数解決してきた経験を持つ